

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)
設備導入補助

交付規程

BDA210325002
2021年3月25日制定
2023年4月13日改訂
日本貿易振興機構(JETRO)

(通則)

- 第1条 海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)(以下「本事業」という。)の補助金交付契約については、本規程別添1「公募要領」及び本規程(様式第3「交付契約宣誓書」、様式第4「補助交付契約通知書」等本規程に基づき作成される書類を含む、以下同じ。)で定めるところにより、事業者の権利及び義務が発生するものとする。
- 2 本事業の実施に関して用いる言語は、日本語とする。
- 3 本事業の金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本事業は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 5 本規程、公募要領その他関連する文書における解釈に疑義が生じた場合には、本規程本文の定めを優先して適用する。

(定義)

- 第2条 本規程において「補助申請者」とは、本事業への補助申請を行った事業者をいう。
- 2 本規程において「補助交付契約者」とは、第7条第4項に基づく採択決定の通知を受け、第9条の補助交付契約を締結した事業者をいう。
- 3 本規程において「事業実施法人」とは、補助交付契約者の海外子会社又は孫会社で、海外における本事業を実施する法人をいう。

(交付の目的)

- 第3条 本事業に基づく補助交付は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化によってサプライチェーンを強靭化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的とする。

(交付の対象及び補助率上限額)

- 第4条 本事業の事業支援事務局の日本貿易振興機構(以下「事業支援事務局」という。)は、補助交付契約者が行う本事業に要する経費であって、補助金交付の対象として事業支援事務局が認める経費項目(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 本事業は、日本に拠点及び法人(登記法人)格を持ち、日本における事業実態を有している等の要件を満たす民間団体等を対象として補助金を交付する。
なお、特定非営利活動法人が申請を行う場合は、従業員数が300人以下の法人税法上の収益事業(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定される34事業種)を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人でないことを要件として補助金を交付する。
- 3 補助対象経費は、本事業の実施期間(以下「事業実施期間」という。)内において発生した本規程別表1に記載の「補助対象経費(表1)」のとおりとする。
- 4 補助率及び補助金額の範囲は、本規程別表1に記載の「補助率(表2)」及び「補助金額の範囲(表3)」のとおりとする。

(事業実施期間等)

- 第5条 事業実施期間は、事業支援事務局が第9条の規定に基づいて行った補助交付契約通知の日から、同通知書にて定めた期限までとする。
- 2 第24条のフォローアップを実施する期間(以下「フォローアップ期間」という。)は、事業実施期間終了翌年度4月1日から3年間とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、本事業の本規程別添1「公募要領」に従い、様式第1「補助金交付申請書」に様式第1(別紙1)、(別紙2)、(別紙3)、(別紙4)等を含む書類を添えて、事業支援事務局に提出しなければならない。

(採択決定の通知)

第7条 事業支援事務局は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、外部有識者を委員とする審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、補助金交付申請書の内容を、本事業の本規程別添1「公募要領」における「補助事業の要件」及び「審査基準」に定める事項を基準として審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは採択決定を行う。
- 3 委員会は、前項の採択決定に際して補助交付契約者に対し必要な条件を付すことができる。
- 4 事業支援事務局は、委員会が本条第2項の採択決定をした場合には、補助申請者の名称、本事業で増設される施設・設備の立地場所等を公表するとともに、様式第2「補助金採択決定通知書」を補助申請者に送付するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助申請者は、第7条第4項の補助金の採択決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服がある場合には、補助金の交付の申請を取り下げることができる。この場合、当該通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面をもって事業支援事務局に申し出なければならない。

(交付の契約)

第9条 補助申請者が第7条第4項の補助金の採択決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服がない場合には、様式第3「交付契約宣誓書」1通を事業支援事務局に提出し、補助交付契約の申し込みの意思表示を事業支援事務局にする。事業支援事務局は、様式第4「補助交付契約通知書」に上記の宣誓書を添付の上、補助申請者に送付し、当該通知書の発送時点において、補助交付契約が締結されたものとする。

2 事業支援事務局は、様式第2「補助金採択決定通知書」発出後3ヶ月以内に補助申請者より様式第3「交付契約宣誓書」の提出が無い場合は事業参加の意思が無いものと判断し、本規程第7条における採択決定を取り消すことができる。

(本事業の経理等)

第10条 補助交付契約者は、本事業に要した経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助交付契約者は、前項の帳簿及び証拠書類を本事業実施期間終了翌年度より5年間、事業支援事務局、日アセアン経済産業協力委員会事務局(以下「AMEICC事務局」という。)及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認)

第11条 補助交付契約者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ事業支援事務局に様式第5-1「計画変更(等)承認申請書」により、計画変更を申請し、承認を受けなければならない。

- (1)補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうち変更しようとする少ない方の額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- (2)補助金交付申請時に取得するとしていた50万円以上(税抜き)の機械、器具、備品その他の財産を変更しようとするとき。
- (3)本事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア)交付申請時に提出された様式第1「補助金交付申請書」及び様式第1(別紙1)「事業提案概要」の事業内容に変更をもたらすものでない場合
 - (イ)補助目的及び事業目標実現に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (4)本事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (5)本事業の全部若しくは一部を他に承継させようとするとき。

- 2 事業支援事務局が本条前項の承認をする場合、様式第5－2「計画変更(等)承認通知書」を補助交付契約者に送付する。その際、事業支援事務局は、計画変更が本事業の本規程別添1「公募要領」「8. ④補助率調整指標審査」における評価項目(ア)又は(イ)等の変更を伴うものである場合は、当該変更後の補助率調整指標の評価項目に基づき、補助率調整指標の段階(本規程別添1「公募要領」に記載のA:100%、B:80%、C:60%、D:40%、E:20%の5段階、以下同じ。)を再設定し、補助金額の変更をすることができる。
- 3 事業支援事務局は、前項の承認及び補助金額の再設定をする際に、必要と認めるときは、委員会を設置し、その意見を聞くことができる。

(調達契約等)

- 第12条 補助交付契約者は、本事業を行うため 50 万円以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、本事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不適当である場合は、随意契約によることができる。
- 2 補助交付契約者は、本事業を行うため本事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に委託し、又は履行補助者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
 - 3 補助交付契約者は、本条前2項の契約にあたり、契約の相手方に対し、本事業を適正に行うために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。
 - 4 補助交付契約者は、本条第1項又は本条第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり、経済産業省からの補助金交付停止措置又は、ジェトロ競争参加資格停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、本事業を行ううえで、当該事業者でなければ、本事業を行うことが困難又は不適当である場合は、事業支援事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 5 事業支援事務局は、補助交付契約者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付停止措置及びジェトロ競争参加資格停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助交付契約者は事業支援事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 6 補助交付契約者は、本事業に関する履行補助者と約定して、本規程に定める補助交付契約者の義務を遵守させなければならない。万一、履行補助者がこれに違反した場合には、補助交付契約者が連帶してその責任を負うものとする。
 - 7 補助交付契約者は、事業支援事務局から、履行補助者との契約内容を開示するように求められた場合、速やかにその内容を明らかにしなければならない。
 - 8 事業支援事務局は、履行補助者の関与が不適切であると判断した場合は、書面により補助交付契約者に通知することにより、その関与を中止させることができる。
 - 9 前8項までの規定は、補助交付契約者が本事業の一部を履行補助者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助交付契約者は必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第13条 補助交付契約者は、第9条の規定に基づく補助交付契約によって生じる権利の全部又は一部を事業支援事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 事業支援事務局が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助交付契約者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助交付契約者が事業支援事務局に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事業支援事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助交付契約者から債権を譲り受けた者が事業支援事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) 事業支援事務局は、補助交付契約者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を留保すること。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3)事業支援事務局は、補助交付契約者による債権譲渡後も、補助交付契約者との協議のみにより、補助金の額その他の補助交付契約の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該補助交付契約の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助交付契約者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 本条第1項ただし書に基づいて補助交付契約者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事業支援事務局が行う弁済の効力は、事業支援事務局が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故等の報告)

第14条 補助交付契約者は、本事業を予定の期限内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難になった場合は、速やかに様式第6「事故報告書」を事業支援事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助交付契約者は、事業支援事務局より、本事業の遂行及び収支の状況について報告を求められた時は、速やかに様式第7「遂行状況報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助交付契約者は、様式第1「補助金交付申請書」にて申請した事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は様式第4「補助交付契約通知書」記載の本事業「事業実施期限」の日のいずれか早い日までに、様式第8「補助事業実績報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。

- 2 補助交付契約者は、自己の責めに帰さない理由により前項の補助事業実績報告書を提出できない場合は、事業支援事務局にその旨申し出、承認を得ることにより、期限について猶予を受けることができる。
- 3 補助交付契約者は、本条第1項の実績報告を行うに当たって、本事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 前条第1項の報告を受けた事業支援事務局は、報告書等の書類の審査、必要に応じた現地調査等を行い、その報告に係る本事業の実施結果が補助金の補助交付契約の内容(第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)並びにこれに付した条件及び必要な水準に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9「補助金確定通知書」により当該補助交付契約者に通知する。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに對応する補助金の額(補助対象経費の配分及びこの配分された経費に對応する補助金の額は、交付申請書記載のとおり)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 第11条に従い計画変更された場合には、前2項の規定に準じ、補助金の額を再度確定のうえ、これを通知するものとする。

(補助金の支払)

第18条 前条の補助金確定通知書を受け取った補助交付契約者が、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10「精算払い請求書」による請求書(請求金額には当該通知書に記載された確定額を記入する。)を事業支援事務局に提出しなければならない。

- 2 事業支援事務局は、前項の規定による精算払い請求書を受けとった場合には、その旨をAMEICC事務局に通知する。
- 3 事業支援事務局及びAMEICC事務局は、本条第1項の請求書に基づき補助交付契約者に遅滞なく補助金を支払うものとする。
- 4 天変地異、政変、騒乱、感染症、テロ等の不可抗力事由、その他、事業支援事務局又は補助交付契約者の責めに帰せざる事由により、補助金額の支払いが不能又は遅滞となる場合、事業支援事務局及びAMEICC事務局は、補助交付契約者に対する補助金額の支払の不能又は遅滞について一切の責任を負わない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助交付契約者は、本事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」により速や

かに事業支援事務局に報告しなければならない。

2 事業支援事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。この場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金員を返還しなければならない。

(是正のための措置)

第20条 事業支援事務局は、本事業の適切な遂行、本事業の成果の適切なフォローアップ及び本事業の実効的監査を確保するため、必要があるときは、事業支援事務局の指定する者により補助交付契約者の事業所(履行補助者の事業所を含む。)等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、補助交付契約者は協力しなければならない。

2 経済産業省及びAMEICC事務局は、必要に応じて前項の措置を取ることができる。

(補助交付契約の解除等)

第21条 事業支援事務局は、次の各号の一に該当する場合には、第9条の補助交付契約の全部若しくは一部を解除することができる。

- (1)補助交付契約者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事業支援事務局の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2)補助交付契約者が、本事業で購入した財産を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3)補助交付契約者が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4)補助交付契約者が、交付契約締結後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5)補助交付契約者が申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業について、国(独立行政法人等を含む。)が助成する他の制度(補助金、委託金等)との重複受給等が判明した場合
 - (6)補助交付契約者が、本規程別添2「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に違反した場合
 - (7)補助交付契約者が、本規程別添3「談合等の不正行為に関する事項」に違反した場合
- 2 事業支援事務局は、前項の解除をした場合において、既に当該解除に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 事業支援事務局は、前項の返還を命ずる場合には、本条第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10. 95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 本条第2項に基づく補助金の返還については、期限を当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10. 95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 前3項の場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法にて、当該補助金を返還し、加算金及び延滞金を支払わなければならない。

(財産の管理等)

第22条 補助交付契約者は、補助対象経費(本事業の一部を履行補助者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助交付契約者は、単価50万円(税抜き)以上の取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第12「取得財産等管理台帳」を添付しなければならない。
- 3 補助交付契約者は、単価50万円(税抜き)以上の取得財産等について、様式第12「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。取得財産等管理台帳の保存期間はフォローアップ期間終了後7年間とする。
- 4 事業支援事務局は、事業実施期間からフォローアップ期間が終わるまでの期間は、補助交付契約者が取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。)することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に、事業支援事務局が指定する口座に納付させることができる。この場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。
- 5 AMEICC事務局及び経済産業省は、フォローアップ期間後7年間は、補助交付契約者が取得財産等を処分することにより、収入がある場合又はあると見込まれる場合であって、その収入額又は収入見込額が事業実施

時に補助交付契約者が負担した当該処分財産に係る額を上回るとき又は上回ると見込まれるときは、当該収入額と当該補助交付契約者負担額の差額の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に、AMEICC事務局が指定する口座に納付させができるものとする。この場合、補助交付契約者は、AMEICC事務局又は経済産業省の指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第23条 補助交付契約者は、事業実施期間からフォローアップ期間が終わるまでの期間に、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜き)以上の機械、器具、備品及びその他の財産を処分(債権者又は担保権者等により差押え等の法的手段により処分、換価される場合は含まない。以下、同じ。)しようとするときは、あらかじめ様式第13-1「取得財産処分承認申請書」による申請書を事業支援事務局に提出しなければならない。
- 2 事業支援事務局は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、処分内容が適正と認めたときは財産処分の承認を行い、様式第13-2「取得財産処分承認通知書」を補助交付契約者に送付するものとする。
- 3 補助交付契約者は前項の承認通知書を取得後、取得財産等を処分した場合は、様式第13-3「取得財産処分報告書」を事業支援事務局に送付しなければならない。
- 4 事業支援事務局は、前項の報告書の提出があった場合には、様式第13-4「納付通知書」により、前条第4項に基づき、補助交付契約者に、その収入の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に指定する口座に納付させができるものとする。この場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を納付しなければならない。
- 5 本条第1項の処分において、補助交付契約者が本事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産(機械・設備に限る。)を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。)する場合は、様式第13-5「取得財産転用申請書」を事業支援事務局に提出し、その承認を受けければ、補助交付契約者は当該転用に係る前条第4項の納付が免除される。
- 6 補助交付契約者は、本条第1項に規定する取得財産が災害により使用できなくなった場合又は立地上若しくは構造上危険な状態にある場合の取壊し若しくは廃棄を行った場合は、本条第1項の規定にかかわらず、様式第13-3「取得財産処分報告書」を事業支援事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。また、補助交付契約者は当該処分に係る前条第4項の納付は免除される。
- 7 補助交付契約者は、フォローアップ期間後7年間に、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜き)以上の機械、器具、備品及びその他の財産を処分しようとする場合であって、当該処分による収入が事業実施時に補助交付事業者が負担した当該処分財産に係る額を上回ると見込まれるときは、あらかじめ様式第13-6「事業実施期間後取得財産処分承認申請書」による申請書をAMEICC事務局に提出しなければならない。
- 8 AMEICC事務局は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、経済産業省と協議の上、財産処分の承認を行い、様式第13-7「事業実施期間後取得財産処分承認通知書」を補助交付契約者に送付するものとする。
- 9 補助交付契約者は前項の承認通知書を取得後、取得財産等を処分した場合は、様式第13-8「事業実施期間後取得財産処分報告書」をAMEICC事務局に送付しなければならない。
- 10 AMEICC事務局は、前項の報告書の提出があった場合には、様式第13-9「事業実施期間後納付通知書」により、前条第5項に基づき、補助交付契約者に、その収入額と当該事業者負担額の差額の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度にAMEICC事務局が指定する口座に納付させができるものとする。この場合、補助交付契約者は、AMEICC事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を納付しなければならない。
- 11 本条第5項及び第6項の規定は、フォローアップ後7年間について準用する。この場合において、「事業支援事務局」とあるのは、「AMEICC事務局」と読み替えるものとする。

(事業成果報告等)

- 第24条 補助交付契約者は、フォローアップ期間において各年度の事業成果の状況について、事業支援事務局が定める日までに様式第14「事業成果状況報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。
- 2 補助交付契約者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類をフォローアップ終了後7年間保存しなければならない。

(補助金返還)

- 第25条 事業支援事務局は、フォローアップ期間において、前条第1項の「事業成果状況報告書」におけるフォローアップ事項(日 ASEAN サプライチェーン強靭化への貢献として、本事業の本規程別添1「公募要領」「8.④補助率調整指標審査」における評価項目(ア)又は(イ)等として様式第1(別紙1)に記載した事項(製品・部素材の流通先等)、以下同じ。)が、第6条の申請書の記載事項(ただし第11条第2項に基づき計画を変更し、承認されていた場合はその計画変更(等)承認通知書記載事項)と比較して大幅に下回った場合、その乖離に補助交付契約者の責めに帰さない理由その他の合理的な理由がない場合には、経済産業省及びAMEICC事務局と協議のうえ、交付した補助金の返還を求めることができる。
- 2 事業支援事務局は、前項のフォローアップ事項のうち特に、製品・部素材の流通先(全生産量の流通先ごとの流通量・流通割合を含む。)について、前条第1項の報告書の記載事項が第6条の申請書様式第1(別紙1)記載事項(ただし第11条第2項に基づき計画を変更し、承認されていた場合はその計画変更(等)承認通知書記載事項)と比較して、70%以上下回る場合は、当初設定の補助率調整指標(ただし第11条に基づき計画を変更し、承認されていた場合はその際に再設定された補助率調整指標)の段階を3つ、50%以上下回る場合は2つ、30%以上下回る場合には1つ下げて算出した補助率を適用した額と第17条の規定により確定した補助金の額との差額の返還を補助交付契約者に求めることができる。
- 3 本条前2項の場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。

(知的財産権等に関する届出)

- 第26条 補助交付契約者は、本事業に係る発明、考案等に関して、本事業実施期間に特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等(以下「知的財産権等」という。)を出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権又は使用権を設定した場合には、当該知的財産権等の取得等の状況について、遅滞なく様式第15「知的財産権取得状況報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。
- 2 事業支援事務局が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、補助交付契約者は当該知的財産権を行使する権利を事業支援事務局に許諾する必要がある。

(成果等の発表)

- 第27条 事業支援事務局、AMEICC事務局及び経済産業省は、本事業の概要及び成果について必要があると認めるときは、補助交付契約者に発表させることができるものとする。この場合、補助交付契約者は、事業支援事務局、AMEICC事務局及び経済産業省の指示に従い、その発表を行うものとする。

(情報管理及び秘密保持)

- 第28条 補助交付契約者は、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- なお、情報のうち履行補助者その他の第三者の秘密情報(履行補助者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助交付契約者は、本事業の一部を履行補助者に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者又は補助交付契約者若しくは履行補助者の役員若しくは従業員による情報漏えい行為も補助交付契約者による違反行為とみなし、当該行為が発生した場合、補助交付契約者は違反行為者と連帶してその責めを負うものとする。
- 3 本条の規定は本事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(損害賠償)

- 第29条 補助交付契約者は、自ら又は事業実施法人が本規程に違反して事業支援事務局又はAMEICC事務局に損害を与えたときは、事業支援事務局又はAMEICC事務局に対しその被った一切の損害額(直接の損害額に加え、事業支援事務局又はAMEICC事務局が補助交付契約者の本規程違反に対応するために要した費用《事業支援事務局又はAMEICC事務局の従業員若しくは事業支援事務局又はAMEICC事務局が指定する第三者の人工費、実費その他。》及び事業支援事務局が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの補助金の確定額等を含むが、これに限られない。)を事業実施法人と

連帶して賠償する責を負う。

- 2 補助交付契約者及び事業実施法人が事業支援事務局の承認した計画に基づき事業を実施し、それによって補助交付契約者、事業実施法人及び第三者が被った一切の損害について、事業支援事務局及びAMEICC事務局はその責任を負わない。

(個人情報保護に関する取扱い)

第30条 事業支援事務局は、補助申請者に関して得た情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に従って取り扱うものとする。

- 2 事業支援事務局は、本事業の遂行、成果の報告等のために必要とされる場合には、AMEICC事務局及び経済産業省に対して補助申請者に関して得た情報を提供することができる。この場合において、補助申請者は、本事業の本規程別添1「公募要領」に基づき当該情報提供に同意したものとみなす。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第31条 補助交付契約者は、本規程別添2「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(談合等の不正行為に関する事項)

第32条 補助交付契約者は、本規程別添3「談合等の不正行為に関する事項」に記載の談合等の不正行為に関する事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(環境社会配慮)

第33条 補助交付契約者は、本規程別添4「環境社会配慮に関する留意事項」について確認しなければならず、交付宣誓書の提出をもって、環境や社会への負の影響の回避又は最小化に努め、環境及び環境社会に配慮した事業を遂行することに同意したものとする。

(海外安全管理)

第34条 補助交付契約者が本事業を実施するために、海外に渡航する場合及び渡航中において、「外務省 海外安全ホームページ」における渡航先の(経由地を含む。)海外安全情報を確認するとともに、感染症危険情報、スポット情報についても確認し、緊急時には事業支援事務局(日本貿易振興機構(ジェトロ)の現地事務所を含む。)並びに経済産業省・外務省(現地公館を含む。)の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。

- 2 補助交付契約者が本事業を実施する国・地域については「外務省 海外安全ホームページ」に基づき、最新の安全情報を確認の上、十分な安全対策及び連絡体制を講じ、渡航計画(滞在場所・地域、滞在期間、滞在予定者、活動内容、現地連絡先等)を作成、事業支援事務局に提出したうえで事業を実施すること。また、事業の変更等が生じる場合については、速やかに事業支援事務局並びに経済産業省と協議のうえ、その結果・指示に従うこととする。

補助交付契約者は本事業実施中、滞在国(移動のための滞在国を含む)にて天変地異・戦争・テロ・感染症・事件事故等が発生した場合、速やかに状況の報告を行い、事業支援事務局並びに経済産業省・外務省の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。また、事業実施中に危険度の引き上げが生じた場合には、事業支援事務局及び経済産業省と事業の継続等について協議を実施し、その指示に従うこととする。また、新型コロナウィルス感染拡大を踏まえ、海外渡航を中止せざるを得ない可能性があるものとし、以下の対応とする。

(1) 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、事業支援事務局及び経済産業省の判断により中止又は延期を勧告する場合がある。

(2) 中止又は延期となった場合に生じた経費については補助の対象外とする。

上記について、それぞれその後も現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合がある。

- 3 本事業においては、補助交付契約者の海外渡航に際し、常にその安否が確認できるよう緊急連絡網を作成し、事業支援事務局に共有するものとする。

- 4 本条前項の緊急連絡先については、人事異動や担務変更などの理由により、やむをえず変更となる際には、速やかに届け出のうえ、常に最新情報を維持するものとする。

5 前3項に基づき、補助交付契約者より提出された渡航計画ならびに緊急連絡先等の情報は、本事業の遂行ならびに緊急時の対応のみの利用とし、本事業以外の業務では利用しないものとする。

(遵守事項)

第35条 事業支援事務局、AMEICC事務局及び経済産業省は、補助交付契約者に対し、本規程に定めるもののほか、適宜、指示を行い、条件を付し、また、必要と認める書類の提出を求めることができる。この場合、補助交付契約者は、速やかに当該指示に従い、条件を遵守し、また、必要書類を提出するものとする。

(事業実施法人との関係)

第36条 本事業において、補助交付契約者は、本規程又は本規程に基づく事業支援事務局の处分若しくは指示により遵守すべき事項が達成されるために必要な事項を事業実施法人に遵守させる義務を負い、事業実施法人がこれに違反する場合、補助交付契約者は連帯してその責めを負うものとする。

(紛争時の合意管轄)

第37条

事業支援事務局及び補助交付契約者は、本事業に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

**海外サプライチェーン多元化支援事業
第四回公募 公募要領**

2021年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
(海外サプライチェーン多元化支援事業支援事務局)

[目 次]

海外サプライチェーン多元化支援事業について.....	11
1．事業の目的.....	12
2．補助対象事業者	12
3．補助対象事業の概要	14
4．事業のスキーム.....	17
5．公募期間・応募手続等	18
6．補助対象経費.....	20
7．補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）	22
8．審査基準	23

海外サプライチェーン多元化支援事業について

- ・ 経済産業省の令和2年度第1次補正予算の海外サプライチェーン多元化等支援事業として、第一回から第三回までの公募を実施し合計81件を採択いたしました。
- ・ 経済産業省の令和2年度第3次補正予算の海外サプライチェーン多元化支援事業の成立を受け、今回、第四回の公募を行なうものです。
- ・ 両補正予算の事務局をそれぞれ日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局より受託し、日本貿易振興機構（ジェトロ）が公募を行っております。
- ・ 今回の第四回公募においては、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品や国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の代表例を列挙したほか、対象製品等の海外生産割合等に一定の定量要件を定め、必要な品目に焦点をあてた公募を行うこととしております。また、より幅広い事業者への支援を行なうべく補助率について段階的な引き下げを行うなどの変更等を行っておりますので、本公募要領の内容をよく確認の上、応募してください。
- ・ 特に、一定の定量要件である対象製品等の海外生産割合、一国への集中度に関する申請書類については、算出方法や根拠となるデータ等を必ず添付の上、応募してください。
- ・ 本事業は、「海外サプライチェーン多元化支援事業（第四回）設備導入補助型交付規程」に基づいて実施いたします。本公募に申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「交付規程」をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正かつ迅速に行っていただくようお願いします。（なお、第一回から第三回までの公募の際の交付規程とは、一部内容が異なっておりますのでご留意下さい。）

1. 事業の目的

- ・本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靭化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的としております。

＜本公募要領における定義＞

「補助対象事業者」：補助申請に当たっての要件を満たす法人

「補助申請者」：事業への申請を行った法人

「補助交付契約者」：申請後採択を経て実際に補助を受ける法人

「事業実施法人」：補助対象事業者の海外子会社または孫会社で、海外において補助対象事業を実施する現地法人

2. 補助対象事業者

補助対象事業者は、次の要件を満たす民間事業者及び団体とします。

なお、申請は1事業者につき1案件のみとします。また、完全親会社、完全子会社の関係（発行済み株式の100%を保有、保有されている関係）にある事業者からの申請は1案件のみとします。

- (1) 日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。）。

なお、本事業は大企業、中小企業ともに対象としておりますが、本要領における中小企業は以下のとおりです。

ア 【中小企業（組合関連以外）】

- ・中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)	
	資本金/出資 総額	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円 以下	100人以下
小売業	5,000万円 以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円 以下	200人以下
その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

- ※ 1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。
- ※ 2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の预告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。

なお、次の(1)～(7)のいずれかに該当する者は、大企業と見なされます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ※ 1 資本金及び従業員数がともに上記表の数字を超える場合、大企業に該当します。(以下を除く。)
- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ※ 2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。
- (6) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
 - (7) 交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

イ 【中小企業（組合関連）】

- ・下表にある組合等
- ・下表にない組合や医療法人、社会福祉法人及び法人格のない任意団体は補助対象外。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ^{*1}
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 ^{*2}
内航海運組合、内航海運組合連合会 ^{*3}
技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

- ※ 1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。
- ※ 2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以

下の従業員を使用する者であるもの。

※3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

※4 なお、財団法人（公益・一般）及び社団法人（公益・一般）については、本事業の対象としますが、中小企業基本法に基づく中小企業には該当しません。

3. 補助対象事業の概要

【設備導入補助型】

項目	要件												
対象事業	日 ASEAN サプライチェーン強靭化に資する、民間団体等の ASEAN 等海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による、製造設備を新設・増設する際の設備投資事業												
補助金交付希望額	1 億円～15 億円 ※補助金の交付を希望する額の下限と上限であり、補助対象経費の総額ではありませんのでご留意下さい。												
補助率	<p>以下の企業規模ごと（大企業、中小企業^{※1}）の補助対象経費別の補助率（以下、参照）に、補助率調整指数^{※2}（20%～100%）を乗じた率以内で、提案内容の審査結果を踏まえて最終的な補助率が決定されます。従って、補助率調整指数や提案内容の審査結果により、<u>申請時に想定していた補助金額交付希望額より採択決定額が下がることがありますので、ご注意ください。</u>なお、補助金の交付額は、補助対象経費に前述の補助率と補助率調整指数を乗じた額と、15 億円のいずれか低い値となります。</p> <p>○企業規模別の補助率について</p> <ul style="list-style-type: none">・大企業については、 補助対象経費のうち、<table><tr><td>5 億円以下の部分について</td><td>: 1 / 2 以内</td></tr><tr><td>5 億円より大きく 15 億円以下の部分について</td><td>: 1 / 3 以内</td></tr><tr><td>15 億円より大きい部分について</td><td>: 1 / 4 以内</td></tr></table>例：大企業が補助対象経費 25 億円の申請をし、補助率調整指数として 60% の適用がなされた場合の補助金額 $\{5 \text{ 億円} \times 1/2 + (15 \text{ 億円}-5 \text{ 億円}) \times 1/3 + (25 \text{ 億円}-15 \text{ 億円}) \times 1/4\} \times 0.6 = \text{約 } 5 \text{ 億円}$・中小企業については、 補助対象経費のうち、<table><tr><td>5 億円以下の部分について</td><td>: 2 / 3 以内</td></tr><tr><td>5 億円より大きく 15 億円以下の部分について</td><td>: 1 / 2 以内</td></tr><tr><td>15 億円より大きい部分について</td><td>: 1 / 4 以内</td></tr></table>例：中小企業が補助対象経費 25 億円の申請をし、補助率調整指数として 60% の適用がなされた場合の補助金額 $\{5 \text{ 億円} \times 2/3 + (15 \text{ 億円}-5 \text{ 億円}) \times 1/2 + (25 \text{ 億円}-15 \text{ 億円}) \times 1/4\} \times 0.6 = \text{約 } 6.5 \text{ 億円}$	5 億円以下の部分について	: 1 / 2 以内	5 億円より大きく 15 億円以下の部分について	: 1 / 3 以内	15 億円より大きい部分について	: 1 / 4 以内	5 億円以下の部分について	: 2 / 3 以内	5 億円より大きく 15 億円以下の部分について	: 1 / 2 以内	15 億円より大きい部分について	: 1 / 4 以内
5 億円以下の部分について	: 1 / 2 以内												
5 億円より大きく 15 億円以下の部分について	: 1 / 3 以内												
15 億円より大きい部分について	: 1 / 4 以内												
5 億円以下の部分について	: 2 / 3 以内												
5 億円より大きく 15 億円以下の部分について	: 1 / 2 以内												
15 億円より大きい部分について	: 1 / 4 以内												
補助対象経費	製造設備の新設・増設に必要な機械装置の購入及び備付け等に必要な経費を対象とします。												

(なお既存の老朽化設備を入れ替える等の生産能力が向上しない製造設備に係る経費は対象外となります)

※1 交付契約締結後に中小企業の定義からはずれた場合は、補助率が変更となる場合があります。

※2 補助率調整指標については、「8. 審査基準」を参照ください。

【補助事業の要件】

補助事業の要件として、以下の全ての項目を満たしていることが必要となります。

- ・事業目的に合致し、日 ASEAN サプライチェーン強靭化に貢献する事業であること。なお、ASEAN 以外の国における事業であっても、ASEAN 域内での生産に貢献する等、日 ASEAN のサプライチェーンの強靭化に資する案件は支援対象とする。
- ・ASEAN等における事業実施法人（海外子会社^{※1}または海外孫会社^{※2}）による事業計画であること。

※1 海外子会社：日本側出資比率10%以上

※2 海外孫会社：日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超

- ・製造する製品・部素材が以下に該当する又は以下に該当する製品・部素材のサプライチェーンに属するなど、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要なものであること（2. について記載された製品のみが対象）。

1. 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材
-半導体関連、自動車関連部品、航空機関連部品、機能性素材、金属部素材、ディスプレイ、高効率ガスターイン部品、定置用蓄電池 等

2. 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材
-ワクチン用注射針・シリンジ、医療用ゴム手袋

- ・製造する製品・部素材の海外生産割合が50%以上であること、また、一国への集中度が15%以上であること。

※ なお、これらの算出方法、根拠となるデータ（各種統計・業界データ・調査報告等）を申請書類に必ず添付してください。

- ・既存の老朽化設備を入れ替える等の生産能力が向上しない投資（更新投資）でないこと。
- ・本事業が、製造する製品・部素材の国際的な生産集中度及び自社における生産集中度の低減をもたらすこと。
- ・本事業が、日本国内での自社生産量の減少をもたらすものではないこと。
- ・応募申請時点で海外での事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）が設立されており、工場等の実施場所を有していること。

※応募申請時点で「製造設備の増設のための工場を建設中である場合や未建設で存在しない場合」は対象外となります。

- ・以下の要件をすべて満たす事業計画を策定していること。
 - 当該補助申請対象事業は、令和2年12月8日（「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の閣議決定日）より前に对外発表もしくは事業開始したものでないこと。
 - 2026年3月31日までに、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きが完了し、生産拠点において生産及び出荷を開始する計画となっていること。但し、補助交付契約者の責めに帰さない理由によりこの期限を越えて本補助事業を実施せざるを得ない場合等特段の事由がある場合は、ジェトロと協議の上、事業の延長の可否について決定するものとする。
 - 事業規模等に適した実施体制が組まれていること。
 - 事業の遂行を行うことができる財務状況にあること、または資金調達力を有すること。
- ・申請時点で、ジェトロが求める以下のフォローアップ事項及び補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還に同意すること。なお、補助金の返還額の合計は補助金交付額を上限とします。

<フォローアップ事項>

当該事業による日 ASEAN サプライチェーン強靭化への貢献実績（総生産量及び生産拠点国等）を

事業終了後から3年間継続して確認を行います。

＜補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還＞

事業計画と事業終了後の結果に大きな乖離があり、その乖離に合理的な理由がない場合には、交付した補助金の返還を求める可能性があります。なお、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金一部返還を求めません。

・以下に該当しない事業であること。採択後であっても該当すると判断された場合は交付契約の取消事由となります。

一本事業の趣旨にそぐわない事業

一事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業

一公序良俗に反する事業

一公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）

一補助金交付希望額が1億円に満たない事業

一複数社から同一案件をそれぞれ申請する場合

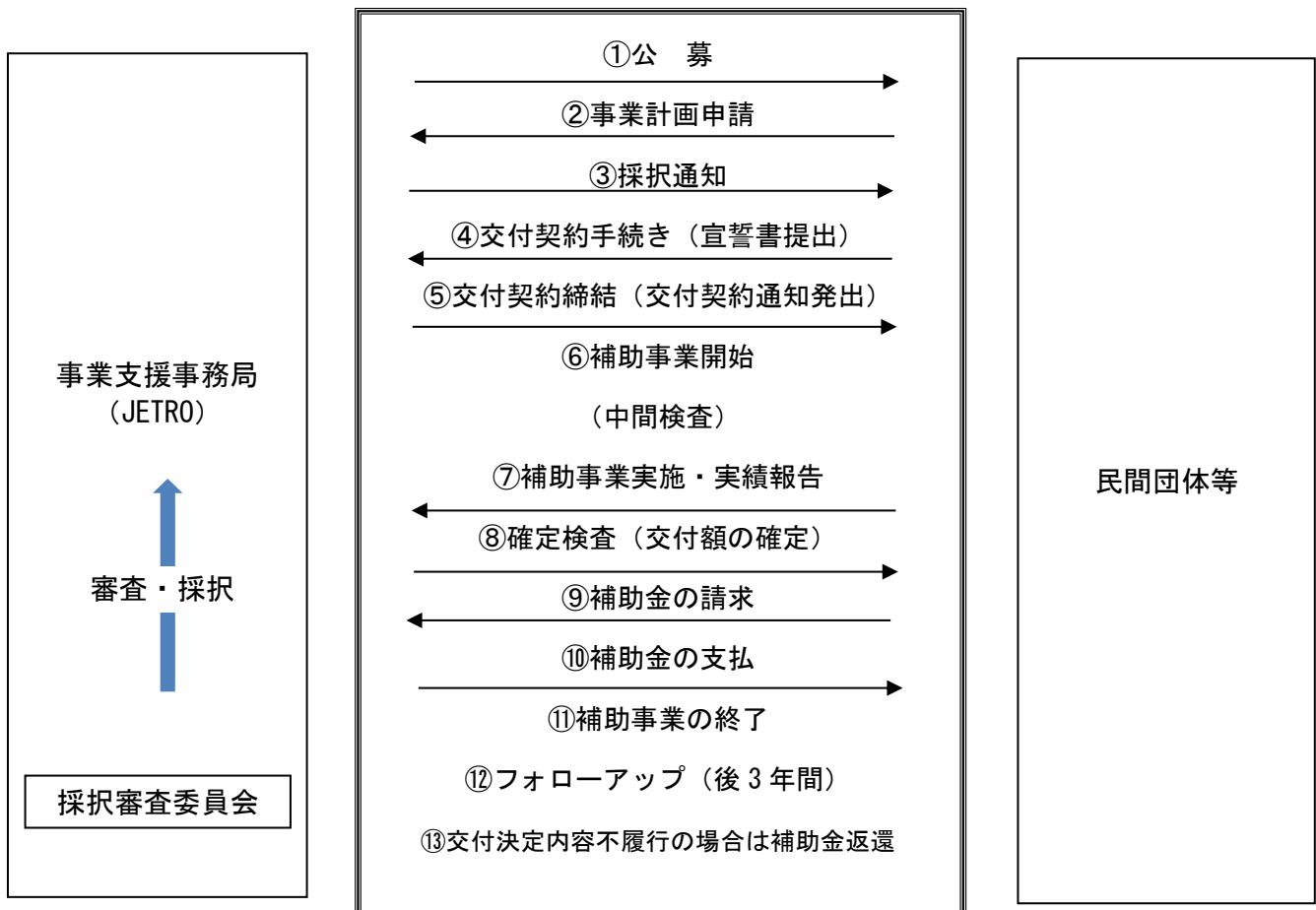
一テーマや事業内容から判断し、過去又は現在において、国（独立行政法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と同一又は類似内容の事業

一他の民間団体等と同一若しくは極めて類似した内容の案件

※他社の事業計画をコピーしたり、他社にコピーされないようご注意ください。

一その他申請要件を満たさない事業

4. 事業のスキーム



5. 公募期間・応募手続等

(1) 公募期間

- 第四回公募開始：令和3年3月26日（金）
- 第四回公募締切：令和3年4月26日（月）17時必着
- 第四回公募採択発表：6月下旬を予定（予定変更の場合があります。）。
※ 十分な対策を行ってはおりますが、申請が集中した場合、申請手續が滞る可能性があります。特に締切間際は多くの申請があり、申請が集中することが予想されます。時間には十分な余裕を持って申請いただきますようお願いいたします。

(2) 申請方法

公募締切までに、以下の提出先申請Webサイトに必要事項を入力し、送信ください。

第四回公募の公募開始について> 5. 公募書類>申請書類提出フォーム

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bda/sc-4th>

※ 電子ファイル化が困難な場合には、ジェトロに電話・メールでのご相談をいただけますようお願いいたします。

※ 資料に不備がある場合や締切を過ぎて提出された資料は審査の対象となりませんので、本要領等をご熟読の上で注意してご記入いただくとともに、時間的余裕を持ってご送付いただけますようお願いいたします。

「提出書類一覧表」

	申請書類	様式第	必須書類
<input type="checkbox"/>	1.補助金交付申請書	様式第1	★
<input type="checkbox"/>	2.事業提案概要 ※ 上記リンクサイトから入力フォームに必要事項を入力すること。	様式第1（別紙1）	★
<input type="checkbox"/>	3. 事業提案に関する添付資料 ※ 下記の書類を添付提出のこと。		
<input type="checkbox"/>	(1) 事業計画書（実施体制図、スケジュール、収支計画、導入予定の設備の内容、生産品目の説明などを含む。）	様式自由	★
<input type="checkbox"/>	(2) 事業経費概算書	様式第1（別紙2）	★
<input type="checkbox"/>	(3) 海外生産割合の算出について	様式第1（別紙3）	★
<input type="checkbox"/>	(4) 一国への集中度の算出について	様式第1（別紙4）	★
<input type="checkbox"/>	(5) 自社グループにおける生産拠点の集中度及び多元化的効果	様式自由	★
<input type="checkbox"/>	(6) 申請者（・協働者）、事業実施法人概要の会社概要（※ 既存のパンフレット等の資料で可。なお、役員等一覧が含まれていない場合は、添付すること。）	様式自由	★
<input type="checkbox"/>	(7) 補助申請者の直近3年の決算報告書と財務諸表 ※ 単体ベース。連結がある場合には連結決算も併せて提出。なお、設立後3年未満の場合は、提出可能な年のものを提出し、併せて銀行発行の	様式自由	★

	預金残高証明書（直近及び2か月前のもの）を提出。		
□	(8)その他参考資料（他社製品等を含む国際的な生産拠点の集中度や多元化の効果等に関するデータ、生産品目の重要性、サプライチェーンの途絶によるリスクについての説明資料等）	様式自由	任意

※申請書の作成にあたっては、金額・日付等の数値や名称に申請書内での不整合がないか確認してください（補助金交付希望額等が書類間で一致しない場合は低い方を採用します）。

※申請後から採択発表までに、申請書類に記載された計画等に変更がある又はあった場合には、ジエトロに申し出てください。

※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業採択手続き及び執行のために利用します。

※提出された応募書類は、機密保持には十分配慮した上で、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用いたします。また応募書類はご返却いたしませんのでご留意ください。応募書類は上記以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮しますが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き原則として情報公開の対象となりますのでご了承下さい。

※応募書類に記載する内容は、採択後行う交付契約内容の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみをご記載ください。採択後であっても、補助申請者の都合により記載された計画に大幅な変更があった場合には、補助対象外となる場合があります（本「公募要領」7.補助交付契約者の義務（1）参照）。

※応募書類の受領後、必要に応じてジエトロから任意に追加の資料提供を依頼する場合があります。また、書類内容につき、確認事項がある場合は、選定結果の通知日までにジエトロから連絡することがあります。

提出先
日本貿易振興機構（ジエトロ） 海外サプライチェーン多元化支援事業支援事務局 担当：阿部、中本 お問い合わせ： 専用フォーム (https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bda/sc-kobo-4th) Email: scs@jetro.go.jp TEL:03-3582-5410 (9時～12時、13時～17時。土曜日曜祝日を除く。)

■質問の受付■

本事業に関する問い合わせについては、上記[専用フォーム](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bda/sc-kobo-4th)からお問い合わせください。フォームへのアクセスができない場合は、問い合わせ先メールアドレス（scs@jetro.go.jp）に、企業名および氏名を明記の上、お問い合わせください。なお、質問は、公募日から2021年4月21日（水）まで受け付けます。その後にご連絡いただいた場合、ご回答が公募締切に間に合わない場合がありますので予めご容赦願います。

(3) 審査結果の通知・公表

- 採択案件決定後、申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果をジエトロから通知します。
- 採択された案件は、企業名、法人番号、企業規模、事業実施国、製造製品、部品など事業概要を日本語、英語でホームページ等にて公表します。

- 補助率については、審査の結果、希望する補助率を下回る可能性がありますのでご了承ください。

(4) 採択後の手続

- 採択後、ジェトロは申請書の事業費を原則上限とし、事業計画及び補助対象経費を精査した上で、補助申請者から宣誓書提出を受け付け、交付契約通知を発出することにより補助申請者との間で補助金交付契約を締結します。この際、採択決定時と比較し、補助対象経費を減額する場合（補助対象外経費を含んで申請した場合や補助対象経費の金額の妥当性に疑義がある場合など）がありますので予めご了承ください。
- 補助交付契約者は、事業完了後、補助事業実績報告書を提出し、補助金確定通知書を受領後、補助金の請求手続きを行っていただきます（詳細な手続きは採択者向けに改めてご連絡いたします。）。この際、受給できる補助金額が減額となる場合がありますので、予めご了承ください。
- 補助交付契約者は、原則、事業実施場所を変更することは、認められません。
- 採択者においては、特別な理由がない限り、原則、申請時の計画どおりの内容で交付契約手続き及び事業を実施していただく必要がありますのでご注意ください。
- 申請後から採択発表までに、申請書類に記載された計画等に変更がある又はあった場合には、早急にジェトロに申し出てください。
- 補助対象経費は、補助交付契約通知の日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、補助交付契約通知の日より前に発生した経費は、補助対象経費の対象となりませんので、ご注意ください。
- 採択後、交付契約手続きの際には、本事業における発注先の選定にあたって、価格の妥当性を証明できる見積書を取得する必要があります。また、単価50万円（税抜き）以上のものについては、原則、2社以上から同一条件（仕様書等）による見積書を取得することが必要となります。詳しくは後述の6. 補助対象経費（2）③をご参照下さい。

(5) その他

- 独立行政法人との一定の関係を有する法人と契約をする場合、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされています。ジェトロにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること、また、ジェトロとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の三分の一以上を占めている場合は、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただきます。
- 今回申請された事業者の方に、採否にかかわらず本事業に関係する調査をお願いすることができます。

6. 補助対象経費

- 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。
- 補助対象経費は、補助交付契約通知の日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限ります。

(1) 補助対象経費の区分

経費区分	経費項目
事業費	1. 機械装置等製作・購入費 ・ 製造ライン等の新設・増設に必要な機械装置、その他ソフトウェアを含む

原則として海外の事業実施法人で資産計上される経費（※）	備品の製作、購入及び備付け等に要する経費
	<p>2. 改造費※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）に要する経費 ※機械装置の保守（機能の維持管理等）及び修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費は対象外
	<p>3. 土木・建築工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造ライン等の新設・増設に必要な土木工事及び運転管理設備等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費

（※）補助交付契約者と事業実施法人間に限り、本事業で購入した機械装置等について貸与の契約を締結した上で、海外子会社に貸与することも可能ですが。ただし、海外子会社への貸与価格が市場価格から乖離している場合など、取引形態によっては移転価格税制等の税制上の検討が必要な場合がありますので、ご注意ください。

（2）補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 以下の経費は、補助対象になりません。
 - ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - ・ 商品券等の金券
 - ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
 - ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
 - ・ 自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
 - ・ 収入印紙
 - ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - ・ 補助金事業計画書・申請書・報告書等のジェトロに提出する書類作成・送付に係る費用
 - ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、フォークリフトや台車などの輸送設備、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフト・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
 - ・ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く。）
 - ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ② 補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限ります。支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。ただし、少額を現金やクレジットカードで支払う場合は、事前にジェトロに相談ください。）
- ③ 採択後、交付契約手続きの際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。また、単価50万円（税抜き）以上の物件等については原則として2社以上から同一条件による見積をとることが必要です。したがって、申請の準備段階にて予め複数者から見積書を取得いただくと、採択後、円滑に事業を開始いただけます（申請時の見積書の提出は不要）。ただし、発注内容の性質上2社以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。また理由書には必ず価格の妥当性について証明頂く必要があります。価格の妥当性を証明する書類として認められる可能性のあるものとして、価格記載のあるカタログ、調達メーカーが作成した定価証明、過去に同製品を購入した際の支払関連資料などがあります。それらがない場合は随意契約の対象として認められませんので、予めご留意ください。

- ④ 補助金交付希望額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

7. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）

本事業の交付契約を締結した補助交付契約者は、以下の条件等を守らなければなりません。また、本条件等を守るために必要とされる場合は、委託先等にも本義務を遵守させなければなりません。

- (1) 交付契約後、本事業の経費の配分若しくは計画を変更しようとする場合、又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前にジェトロの承認を得なければなりません。計画変更の内容によっては、補助対象外となる、あるいは補助金返還となる場合があります。
- (2) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 本事業の完了した日の属する会計年度（国の会計年度である4月～3月）の終了後3年間、フォローアップ事項に基づく調査※に協力をしなければなりません。
※ フォローアップ事項の詳細については、3. 中の＜フォローアップ事項＞部分を参照ください。
- (4) 取得財産のうち、単価50万円（税抜）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産等管理台帳」を備えて、財産処分制限期間（事業実施期間及び事業終了後3年間）の間、的確に管理しなければなりません。
- (5) 当該処分制限財産等については、上記財産処分制限期間内に処分（①補助金の交付の目的に沿わない使用、譲渡、交換又は貸付、②担保に供する処分又は廃棄等）しようとするときは、事前にジェトロにその承認を受けなければなりません。また、上記財産処分制限期間内に当該処分制限財産を処分する場合は、時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に補助金をAMEICC事務局に返納しなければなりません。また、財産処分制限期間を越えても、譲渡額が設備導入時に事業者が負担した額を上回った場合については、譲渡額と当該事業者負担額の差額をAMEICC事務局に返納しなければなりません。
- (6) 交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

※ 補助交付契約者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (7) 補助交付契約者は、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (8) 補助交付契約者は、本事業の遂行及び収支の状況について、ジェトロから要求があったときは速やかに遂行状況報告書を作成し、ジェトロに提出しなければなりません。
- (9) 本事業の進捗状況確認のため、ジェトロが実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院やジェトロ等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (10) 本事業を実施することにより発生した知的財産権は補助交付契約者に帰属します。補助金の支払については、原則として本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (11) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合には、原則、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (12) 補助交付契約者が交付契約に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

- (13) 補助交付契約者には、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力をお願いいたします。
- (14) 本事業の実施に際し補助交付契約者は、海外に渡航する場合及び渡航中においては「外務省 海外安全ホームページ」における渡航先の（経由地を含む）海外安全情報を確認するとともに、感染症危険情報、スポット情報についても確認し、緊急時にはジェトロ（ジェトロの海外現地事務所を含む）並びに経済産業省・外務省（現地公館を含む）の指示に従い、安全の確保に努めるものとします。また、新型コロナウィルス感染拡大等の事情により、ジェトロの判断において海外渡航の中止又は延期を勧告する場合があります。その際に生じた経費については補助の対象外となりますので予めご留意下さい。

8. 審査基準

提出書類は3. 補助事業の概要に記載の補助事業の要件を満たしているかを事務局で確認の上、採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。審査は提出書類に基づき書面審査にて行うことを基本としますが、補助対象経費が15億円を超える申請など必要に応じて別途ヒアリング等を実施する場合があります。

また、提出書類に不備（必要書類の欠落や記入漏れ等）があった場合は、以下審査基準に関わらず、審査の対象となりませんので十分ご注意ください。

【審査基準】

＜必須項目＞

- ①－1 申請企業・団体の適格性
 - ・事業者の範囲、不支給要件に当たらないことが確認できるか。
- ①－2 申請内容の十分性・明確性
 - ・提出書類が揃っているか。
 - ・提出書類に十分かつ明確な記載がなされているか。
- ①－3 海外生産割合・一国への集中度の要件の適格性
 - ・海外生産割合が50%以上でありかつ一国への集中度が15%以上であること。またこれらについて、客観的なデータ等で確認できるか。

＜基礎要件審査項目＞

- ②－1 補助事業の実施体制
 - ・補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか。
 - ・事業計画書中の「実施体制図」において、申請事業者の実施体制が具体的に記載されており、事業を行うにあたり十分と考えられるか。
- ②－2 財務の健全性
 - ・補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか。
 - ・資金調達の目処が立っているか。企業規模に鑑み過大投資でないか。
- ②－3 補助事業の実現可能性
 - ・補助事業のスケジュールが妥当であるか。課題や対応策、スケジュール等が明確に設定されているか。

＜事業内容審査項目＞

- ③－1 事業対象製品・部素材のサプライチェーン上の重要性

- ・事業対象となる製品・部素材がサプライチェーン途絶によるリスク（経済的な影響）が大きいものであるか。
 - ・事業対象となる製品・部素材の海外生産割合及び一国への集中度が高いか。これらについて、定量的なデータにより根拠が示されているか。
- ③－2 多元化の効果
- ・補助事業により生産する製品・部素材について、製品全体で見た場合、また、補助事業を実施する企業の生産全体で見た場合の多元化の程度が高いか。
- ③－3 日ASEANサプライチェーン強靭化への効果
- ・事業対象となる製品・部素材が、本事業の実現により、緊急時に日ASEANの経済・社会に与える影響を低減するものであるなどを含め、日ASEANサプライチェーン強靭化に効果があるものか。
- ③－4 波及効果・展開可能性
- ・川上・川下産業への投資誘発など波及効果はあるか。また、幅広い産業のサプライチェーン強化に資する事業であるか。
 - ・医療物資については、感染症対策に重要なものであり、かつ、日本国内において需給が逼迫しているものであるか。
- ③－5 現地国での産業高度化等の副次効果
- ・事業実施国において、技術協力や雇用創出に貢献する、注力産業の発展に資するなど、現地国の産業高度化等に資するか。

＜補助率調整指数について＞

- ・以下のア、イ等の項目を総合評価し、A：100%、B：80%、C：60%、D：40%、E：20%の5段階の補助率調整指数を決定します。
※ 企業規模ごと（大企業、中小企業）の補助対象経費別の補助率に、上記の補助率調整指数を乗じた率以内で、提案内容の審査結果を踏まえて最終的な補助率を決定します。
- ア. 日ASEANサプライチェーン強靭化への貢献度合い（補助対象設備の立地場所、補助対象設備新設・増設によって起こる国内外での流通量の変化等）
- イ. 事業対象となる製品・部素材が、サプライチェーン上の上工程に属し、途絶した場合の影響が甚大であるものであるかどうか、または、我が国国民が健康な生活を営む上で重要なものかどうか。

以上

「反社会的勢力排除に関する誓約事項」

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、本事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当せず、かつ、いずれにも該当しなくなった日から5年間以上経過していることを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、関係団体、暴力団準構成員、暴力団関連企業又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、関係団体、暴力団準構成員、暴力団関連企業の構成員(以下「反社会的勢力」という。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

「談合等の不正行為に関する事項」

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 事業支援事務局は、次の各号のいずれかに該当したときは、第9条の補助交付契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、補助交付契約者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条若しくは第6条の規定に違反し、又は補助交付契約者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第一号、第二号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が補助交付契約者に対し、独占禁止法第7条第1項の規定若しくは独占禁止法第8条の2第1項の規定に基づく排除措置命令、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定若しくは独占禁止法第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、補助交付契約者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は独占禁止法第8条の3の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 本契約に関し、補助交付契約者(補助交付契約者の代表者又は補助交付契約者の所属者を含む。)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条、又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号、若しくは第95条第1項第1号、第4号、第2項第1号、第4号に規定する刑が確定したとき。

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 補助交付契約者は、前条第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを事業支援事務局に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は独占禁止法第8条の3の課徴金の納付を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為の場合の損害賠償等)

第3条 補助交付契約者が、補助交付契約に関し、第1条各号のいずれかに該当したときは、事業支援事務局が補助交付契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、かつ、事業支援事務局が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、補助交付契約者は第17条第2項に定める補助金の確定額の100分の10に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として事業支援事務局の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、事業支援事務局又はAMEICC事務局に生じた実際の損害額(直接の損害額に加え、事業支援事務局又はAMEICC事務局が補助交付契約者の契約違反に対応するために要した費用《事業支援事務局又はAMEICC事務局の従業員若しくは事業支援事務局が指定する第三者の人事費、実費その他。》及び事業支援事務局が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの補助金の確定額等を含むが、これに限られない。)が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、事業支援事務局がその超える分について補助交付契約者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 3 本条の規定は、補助交付契約の期間満了後も有効に存続するものとする。

「環境社会配慮に関する留意事項」

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、下記のすべての事項について留意し、環境及び社会に配慮した事業を遂行することとします。

1. 国際法、国内法令を遵守し、法律違反となる行為は禁止します。
2. 環境破壊や社会不安に繋がる反社会的な経済活動や資源調達は禁止します。
例えば、基準違反や公害発生等の迷惑行為、不適切な廃棄物処理、自然破壊等を引き起こす資源調達方法、省エネやリサイクルに反した経済行為等は禁止します。
3. CSR を積極的に社内活動に取り入れ、その啓蒙活動に努めます。
4. ISO26000 等の採用促進、社内での CSR 規約作りに取り組みます。
5. 社員の能力開発、人材育成に努めます。
例えば、社員の能力開発、技術習得、正規学校教育履修への補助や便宜を実施します。
6. 労働関連の社内ルールを確立し、安全かつ快適な労働環境を作ります。
例えば、就業規則を見える化し、安全かつ健康的な労働環境を整備します。
7. 社内の意思決定システムの見える化、責任所在の明確化に努めます。
例えば、円満なコミュニケーションシステムの確立、社内意思決定や責任所在を明確化します。
8. 相手国の宗教、文化、社会伝統等を尊重します。
9. 人権を尊重し、ジェンダー・障がい者といった社会的弱者の課題に、配慮します。

別表1

補助対象経費(表1)

経費区分	経費項目
事業費 ※原則、海外の事業実施法人での資産計上される経費	1. 機械装置等製作・購入費 製造ライン等の新設・増設に必要な機械装置、その他ソフトウェアを含む備品の製作、購入及び備付け等に要する経費
	2. 改造費※ 機械装置の改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出)に要する経費 ※機械装置の保守(機能の維持管理等)及び修理(主として原状に回復する場合)に必要な経費は対象外
	3. 土木・建築工事費 製造ライン等の新設・増設に必要な土木工事及び運転管理設備等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費

補助率(表2)

補助率	以下の企業規模ごと(大企業、中小企業)の補助対象経費別の補助率(以下、参照)に、補助率調整指数(20%~100%)を乗じた率以内で、提案内容の審査結果を踏まえて最終的な補助率が決定。 企業規模別の補助率について ・大企業については、 補助対象経費のうち、 5億円以下の部分について :1/2以内 5億円より大きく15億円以下の部分について :1/3以内 15億円より大きい部分について :1/4以内 ・中小企業については、 補助対象経費のうち、 5億円以下の部分について :2/3以内 5億円より大きく15億円以下の部分について :1/2以内 15億円より大きい部分について :1/4以内
-----	---

補助金額の範囲(表3)

項目	要件
補助金交付希望額	1 億円～15 億円

様式第1(設備導入補助型)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構

理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人にあっては名称

及び代表者の氏名

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

補助金交付申請書

「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)(設備導入補助型)交付規程」の定めるところに従うことを承知の上、同第6条の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名

2. 事業提案内容 (ウェブ上での様式第1(別紙1)に記載)

3. 補助事業実施に要する経費 円(詳細は様式第1(別紙2)参照)

4. 補助事業の開始及び完了予定日

(1)開始予定年月日 年 月 日
(2)完了予定年月日 年 月 日

5. 申請にあたり、公募要領の記載を確認し、特に以下の事項も確認しております。(それぞれの項目の□にチェックを入れてください。)

- 申請内容について、法人内(共同提出者がある場合はそれぞれの法人内)にて、かかるべき意思決定に基づくものであること。
- 補助対象者の要件を満たしている。
 - 大企業 中小企業(見なし大企業ではないことを確認済み)
- 補助事業の要件を満たしている。
 - 令和2年12月8日(「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の閣議決定日)より前に对外発表もしくは事業開始したものでないこと。
- 提案内容の審査結果の内容を踏まえて、補助率、補助金額が決定されること。
- 申請後から採択発表までに、申請書類に記載された計画等に変更がある又はあった場合には、事務局に申し出ること。
- 採択後、交付契約手続きの際には、本事業における発注先の選定にあたって、価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があること。また、単価50万円(税抜き)以上のものについては、原則、2社以上から同一条件(仕様書等)による見積書を取得することが必要であること。
- 日本に拠点及び法人(登記法人)格を持ち、日本における事業実態を有していること。
- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- 省庁や団体等が定める補助金交付停止、契約指名停止等に該当していないこと。在外事業者等の場合はこれに準ずる対象でないこと。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でないこと(手続き開始の決定後、再認定を受けているものを除く)。
- 事務局の要請に応じた経理及びその他の事務についての説明・報告ができること、事務局が事業を請負契約す

る上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。また、本事業の成果普及のため事業実施報告書の概要を公表することや事業の成果把握のために事務局が実施するフォローアップ事項(公募要領「3. 補助対象事業の概要」中の【補助事業の要件】に記載の<フォローアップ事項>)に同意するとともに、その他アンケート等にご協力いただけること。

- 公募要領「3. 補助対象事業の概要」中の【補助事業の要件】に記載の<補助金交付契約不履行時における補助金返還>に同意していること。
- テーマや事業内容から判断し、過去又は現在において、国(独立行政法人等を含む)が助成する他の制度(補助金、委託費等)と同一又は類似内容の事業でないこと。
- 既存の老朽化設備を入れ替える等の生産能力が向上しない投資(更新投資)ではないこと。

以上

様式第1(設備導入補助型)

(別紙1)

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第四回）

(設備導入補助型)

事業提案概要

補助事業名	
補助事業名(英語)	

1. 申請者概要

申請企業名 (グループ申請の場合は幹事社名)	
申請企業名(英語)	
法人番号(13桁)	
申請企業分類	<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業
住所	
代表者	役職
	氏名
ホームページ	
設立年月(西暦:YYYY年)	
資本金(出資金)(単位:千円)	千円
従業員数	名
業種・業務内容	
連絡担当者	役職
	氏名
	電話番号
	メールアドレス

2. 協働する企業の概要(※ 協働企業がある場合に記載すること。なお、協働企業が2社以上ある場合は、それぞれの項目に、「①…、②…、…」のように記載すること。)

企業名	
法人番号(13桁)	
代表者	役職
	氏名
ホームページ	
住所	
設立年月(西暦:YYYY年)	

資本金(出資金)(単位:千円)	千円
従業員数	名
業種・業務内容	
申請者との役割分担	

3. 事業実施法人概要

事業実施法人名		
住所		
事業実施法人の資本内容	<input type="checkbox"/> 海外子会社(日本側出資比率10%以上) <input type="checkbox"/> 海外孫会社(日本側出資比率50%以上の海外子会社の出資比率50%超) ※ 資本関係がわかる資料を添付のこと。	
代表者	役職	
	氏名	
連絡担当者		役職
		氏名
		電話番号
		メールアドレス

4. 事業の概要

実施国	国名; <input type="checkbox"/> ASEAN域内国 <input type="checkbox"/> ASEAN域外国
生産品目の名称、英語名、概要	名称; 概要; ※ 詳細な仕様・写真、重要性・先進性などを含めた品目説明は、事業計画書に記載すること。
事業目的及び概要	※ 事業目的及び概要(課題・対応策などを含む。)を簡潔に記載すること。なお、詳細な事業計画書を添付すること。 ※ 現地政府の同意や協力の状況、現地企業を含む他社(他事業)との協業等がある場合には、合わせて記載すると共に、事実関係を示す文書がある場合は添付すること。
事業実施期間	※ 設備導入の開始、完成年月、生産ラインの稼働、出荷開始年月等の詳細スケジュールは、事業計画書に記載すること。
総事業費概算 (単位:百万円)	百万円 ※ 詳細は、事業経費概算書(様式第1(別紙2))を添付すること。
補助申請経費概算(補助対象経費)(単位:百万円)	

補助交付希望金額(単位:百万円)	
事業経費の調達見込み (補助予定分を含む。)	百万円(調達先:) ※ 詳細な収支計画(資金調達計画を含む。)は、事業計画書に記載すること。
導入予定設備の概要	※ 導入予定設備の概要・規模・金額などを明記すること。 ※ 導入予定設備の仕様・先進性の有無などの詳細説明は、事業計画書に記載すること。
製造する製品・部素材の海外生産割合や一国集中度 ※様式1(別紙3、別紙4)にて詳細に説明すること。 ※これらの算出方法、根拠となるデータ(各種統計・業界データ・調査報告等)を申請書類に必ず添付すること。	製造する製品・部素材の海外生産割合(%) 一国への集中度(%) 補助事業で生産される製品の日本国内市場規模 そのうちの総輸入量(もしくは金額) ※海外から日本へ輸入される当該製品の量 当該製品のHSコード 最大輸入国の国名 最大輸入国からの輸入量(もしくは金額)
自社における当該品目の生産拠点の割合 ※各種統計等を含む定量的な根拠資料がある場合には添付すること。	事業実施前の生産体制 ※ ①は上位1位を、以下順に ②は2位、③は3位の順と、大きい順に記載のこと。 自社における当該品目の総生産量 うち日本での生産量 本補助事業の実施国 うち本補助事業の実施国での生産量 現在の海外生産国名・生産量①(1番目に生産量の多い国) 現在の海外生産国名・生産量②(2番目に生産量の多い国) 現在の海外生産国名・生産量③(3番目に生産量の多い国) 現在の海外生産国名・生産量④(4番目に生産量の多い国) 現在の海外生産国名・生産量⑤(5番目に生産量の多い国) 事業実施後の生産体制 ※ ①は上位1位を、以下順に ②は2位、③は3位の順と、大きい順に記載のこと。 自社における当該品目の総生産量 うち日本での生産量 本補助事業の実施国 うち本補助事業の実施国での生産量 本補助事業による生産増加量 事業実施後の海外生産国名・生産量①(1番目に生産量の多い国) 事業実施後の海外生産国名・生産量②(2番目に生産量の多い国) 事業実施後の海外生産国名・生産量③(3番目に生産量の多い国) 事業実施後の海外生産国名・生産量④(4番目に生産量の多い国) 事業実施後の海外生産国名・生産量⑤(5番目に生産量の多い国)

日ASEANサプライチェーン 強靭化への貢献度	<p>本事業の導入予定設備から生産される品目の流通先</p> <p>※事業年次毎に異なることが予想される場合は、根拠資料にその旨明示的に記載し、事業年次毎に分けて記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業による製品等の生産増加量 <ul style="list-style-type: none"> (a) 日本への輸出 <p>生産量;</p> <p>総生産量に占める割合;</p> (b) 自国内での流通(消費) <p>生産量;</p> <p>総生産量に占める割合;</p> (c) ASEAN域内他国への輸出 <p>生産量;</p> <p>総生産量に占める割合;</p> (d) ASEAN域外への輸出 <p>生産量;</p> <p>総生産量に占める割合;</p>
事業の重要性を示す情報	<p>本事業において生産される品目について、下記のいずれかに該当する場合は該当項目の欄に概要を記載すること。</p> <p>事業対象となる製品・部素材が、我が国国民が健康な生活を営む上で重要なもの</p> <p>※統計資料等、第三者の発行するエビデンスなど、根拠資料を添付</p> <p>事業対象となる製品・部素材が、レアメタル・レアアース、半導体、電子部品等、サプライチェーン上の上工程に属し、途絶した場合の影響が甚大であるもの</p> <p>※統計資料等、第三者の発行するエビデンスなど、根拠資料を添付(2MBまで)</p>

様式第1(設備導入補助型)

(別紙2)

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)
(設備導入補助型)
事業経費概算書

予算区分	経費区分	内訳	単価 (円)	数量	単位	計(円)
I.事業費						0
1.機械装置等 製作・購入費	例)					0
	①設備名：A工作機械の製作・設置に必要な経費					0
	例) A工作機械の製作費			×	台	0
	例) A工作機械の運送費・据付費			×	台	0
	例) A工作機械のソフトウェア製作・導入費			×	台	0
	②設備名：・・・・					0
	・・・・			×	台	0
	③設備名			×	台	0
2.改造費	例)					0
	①設備名：B工作機械の改造に必要な経費					0
	例) B工作機械の機械装置改修費			×	台	0
	例) B工作機械のソフトウェア改修費			×	台	0
	②設備名：・・・・			×	台	0
	③設備名			×	台	0
	④設備名			×	台	0
3.土木・ 建築工事費	例) ①工事名：設備設置に必要な工事					0
	例) 製造ラインの設備新設に必要な地盤改良工事			×	式	0
	例) ②工事名：運転管理設備に必要な工事					0
	例) 新設ラインに必要な運転管理設備の設置に必要な地盤工事			×	式	0
	例) 新設ラインに必要な運転管理設備の設置に必要な電気工事			×	式	0
	③工事名：・・・・					0

(注)記載している内訳は例示。公募要領の経費区分に応じて必要経費を記載してください。

様式第1(設備導入補助型)
(別紙3)

海外生産割合の算出について

1. 生産する製品・部素材

補助事業で生産する製品・部素材名(様式第1(別紙1)より転記)

2. 海外生産割合について

「補助事業の要件」の対象となる製造する製品・部素材の海外生産割合が国内全体で50%以上となっていることについて、以下の(1)～(3)に従って説明してください。

(1)～(3)はすべて記載することとし、記載漏れがあった場合や記載された数字の根拠等が不明な場合は審査の対象外とすることがあります。

(1)当該製品・部素材の海外生産割合(端数が生ずる場合、小数点第三位を四捨五入すること)

_____ % \geq 50%

(2)上記(1)の海外生産割合の導出過程(必ず計算式により、定量的に記述すること)

(注1)数字の単位(金額、数量、重量等)を明記すること。

(注2)導出された海外生産割合の時点を明記すること。

(注3)計算過程で用いた数字の出典を明記すること。また出典の文献等をエビデンスとして添付すること。

(参考例)海外生産割合の算出方法:申請者が生産しようとする製品・部素材について、国内市場規模等に占める海外からの輸入額の割合。具体的には、当該製品等の海外からの輸入額を、①国内市場規模、②国内流通額、③海外輸入額と輸出額の差分と国内生産額の合計値、のいずれかで割った値で算出。輸入額・生産額等について金額で示せない場合については数量、重量等での記載も可。

(3)当該製品・部素材の海外生産割合が国内全体で50%以上であることの説明(上記(2)において説明が及ばなかった定性的な内容や前提条件等について記述すること)

(注1)有識者等第三者による客観的な証明等がある場合は添付すること。

(注2)関連資料がある場合は、公表資料や社内検討資料等を添付すること。

様式第1(設備導入補助型)

(別紙4)

一国への集中度の算出について

1. 生産する製品・部素材

補助事業で生産する製品・部素材名(様式第1(別紙1)より転記)

2. 一国への集中度について

「補助事業の要件」の対象となる製造する製品・部素材の一国への集中度が15%以上となっていることについて、以下の(1)～(3)に従って説明してください。

(1)～(3)はすべて記載することとし、記載漏れがあった場合や記載された数字の根拠等が不明な場合は審査の対象外とすることがあります。

(1)当該製品・部素材の一国への集中度(集中度最大の国について記載、また、端数が生ずる場合、小数点第三位を四捨五入すること)

国名: _____
_____ % ≥ 15%

(2)上記(1)の一国への集中度の導出過程(必ず計算式により、定量的に記述すること)

(注1)数字の単位(金額、数量、重量等)を明記すること。

(注2)導出された一国への集中度の時点を明記すること。

(注3)計算過程で用いた数字の出典を明記すること。また出典の文献等をエビデンスとして添付すること。

(参考例)一国への集中度の算出方法:申請者が生産しようとする製品・部素材について、国内市場規模等に占める最大輸入国からの輸入額の割合。具体的には、当該製品等についての最大の輸入国からの輸入額を、①国内市場規模、②国内流通額、③海外輸入額と輸出額の差分と国内生産額の合計値、のいずれかで割った値で算出。輸入額・生産額等について金額で示せない場合については数量、重量等での記載も可。

(3)当該製品・部素材の一国への集中度が15%以上であることの説明(上記(2)において説明が及ばなかつた定性的な内容や前提条件等について記述すること)

- 
- (注1)有識者等第三者による客観的な証明等がある場合は添付すること。
 - (注2)関連資料がある場合は、公表資料や社内検討資料等を添付すること

様式第2(設備導入補助型)

年　月　日

申請者 法人等にあっては名称
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構

役職：
氏名：

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

補助金採択決定通知書

○○年○○月○○日付けにて申請があつた海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)については、「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第7条4項に基づき、下記のとおり採択することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助事業名：
2. 補助申請者名：
3. 事業実施法人名：
4. 採択決定日：
5. 事業実施期限：
6. 事業経費概算額
 - (1)補助事業に要する経費：
 - (2)補助対象経費：
 - (3)補助率：企業規模ごとの補助対象経費別の補助率に、補助率調整指数●%を乗じ
 - (4)補助金上限額：
 - (5)補助対象事業：
 - (6)その他採択の条件：

以上

独立行政法人日本貿易振興機構

理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

交付契約宣誓書

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)(以下「本事業」)補助金公募でBDA****にて採択された「案件名:*****事業」(具体的な採択条件は、末尾記載のとおり。)の補助対象者(株式会社○○)として、下記事項について承諾することを宣誓いたします。

記

宣誓内容

1. 本事業を実施するにあたり、末尾記載の採択条件にて、別紙3 2021年○月○日付「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型(交付規程)(補助交付契約通知書等、当該規程に基づき作成される書類を含みます。以下「交付規程」といいます。)を順守して事業を実施すること、当社の関連法人である○○(設立準備法(日本所在の法人は除く):○、法人番号○:、本店所在地○:、代表者名:○、以下「当社関連法人」といいます。)に事業実施法人としてこれらを順守して事業を実施させることを承諾いたします。なお、公募要領と交付規程に矛盾、抵触が生じる場合には、交付規程が優先するものとします。
2. 当社は、本宣誓書の提出をもって、補助交付契約の申し込みをするものとし、貴機構から補助交付決定通知を発送した時点において、当社は、公募要領における「補助交付契約者」、交付規程における「補助交付契約者」としての契約上の地位を有し、貴機構は、公募要領における「事業支援事務局」、交付規程における「事業支援事務局」としての契約上の地位を有することを承諾します。
3. 当社は、当社関連法人等に、公募要領における「事業実施法人」、交付規程における「事業実施法人」としての義務を負わせるものとし、当社関連法人等に義務不履行があった場合には、当社が連帯してその責めを負うことを承諾します。
4. 当社は、公募要領、交付規程において、経済産業省、AMEICC事務局その他の主体より、指示、命令その他の措置が記載されているものについては、これらの主体に対し、当該措置に基づく義務を負い、かつ、当社関連法人に対してもこれらの義務を負わせることを承諾します。
5. 本宣誓及び関連する法律関係は、日本国の法律に準拠することを承諾し、当社関連法人もこれを承諾していることを確認します。
6. 本宣誓及び関連する法律関係から生じる紛争については、東京地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄とすることを承諾し、当社関連法人もこれを承諾していることを確認します。

以上

採択条件

1. 補助事業名:
2. 補助申請者名:
3. 事業実施法人名:
4. 採択決定日:
5. 事業実施期限:
6. 事業経費概算額
 - (1) 補助事業に要する経費:
 - (2) 補助対象経費:
 - (3) 補助率:企業規模ごとの補助対象経費別の補助率に、補助率調整指数●%を乗じた率
 - (4) 補助金上限額: (明細は別紙1「事業経費概算書」を参照)
 - (5) 補助対象設備:●●●●に関する設備
 - (6) その他条件:

以上

別紙1 事業経費概算書(様式第1(別紙2))

別紙2 事業提案概要(様式第1(別紙1))

別紙3 交付規程(2021年3月25日制定・2023年4月13日改訂)

法人にあっては名称

及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人日本貿易振興機構

役職:

氏名:

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)
(設備導入補助型)

補助交付契約通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつた海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)については、「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第9条に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつた「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)交付申請書(以下「交付申請書」という。)」記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助率、補助金の額及び事業実施期限は、次のとおりとします。

(1)補助事業に要する経費:

(2)補助対象経費:

(3)補助率:企業規模ごとの補助対象経費別の補助率に、補助率調整指数●%を乗じ

(4)補助金上限額:

(5)事業実施期限:

(6)その他の条件:補助金採択決定通知書にて通知した補助金上限額を上限とする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付契約宣誓書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. 補助交付契約者は、「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」に従って補助事業を実施しなければなりません。

6. 補助交付契約者は、その他、事業支援事務局の付した条件を遵守しなければなりません。

本契約において付す条件:

本事業において生産する部素材・製品の供給が日 ASEAN 各国においてひっ迫した場合においては、サプライチェーンの維持に最大限努力すること。

以上

独立行政法人日本貿易振興機構

理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

計画変更(等)承認申請書

「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第11条の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名

2. 計画変更の内容

3. 計画変更を必要とする理由

4. 計画変更が本事業に及ぼす影響

5. 変更後の本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額(新旧対費)

6. 同上の算出基礎

以上

(注)1. 中止又は廃止にあっては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

年　月　日

法人にあっては名称

及び代表者の氏名　宛て

独立行政法人日本貿易振興機構

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

計画変更(等)承認通知書

「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第11条の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 補助事業名
2. 計画変更の内容
3. 変更後の本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額(新旧対比)
4. 同上の算出基礎

以上

独立行政法人日本貿易振興機構

理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

事故報告書

「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第14条の規定に基づき、本事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額 円

3. 事故に対して採った措置

4. 補助事業の遂行及び完了の予定

以上

独立行政法人日本貿易振興機構

理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

遂行状況報告書

「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第15条の規定に基づき、事業遂行状況について下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

- ・当月の実施内容
- ・今後の課題
- ・事業の進捗(当初予定よりも進んでいる、もしくは遅れているなど、その理由も含めて)など

2. 補助対象経費の区分別収支概要

3. 今後の予定

- ・今後実施を予定している内容
- ・国内外出張の予定があれば、そのスケジュールを記載

以上

独立行政法人日本貿易振興機構

理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

補助事業実績報告書

「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した事業

(1) 補助事業内容

(2) 重点的に実施した事項

(3) 補助事業実施効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収入

項目	金額
自己資金	
補助金充当額	
合計	

(2) 支出

(イ) 総括表

支出項目	支出経費	補助対象経費
合計		
補助率を乗じた額		
補助金確定額	交付決定額	
	実績額	

(ロ) 経費の内訳

以上

様式第9(設備導入補助型)

年　月　日

申請者 法人等にあっては名称
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

補助金確定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け文書をもって報告のありました件については、「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第17条に基づき、下記のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の額
2. 補助事業に要した額
3. 補助金確定額

以上

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)
(設備導入補助型)
精算払い請求書

「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第18条の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1. 精算払請求金額(算用数字を使用すること。)

円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名			支店名	本・支店
□当座	口座番号		フリガナ	
□普通			預金名義	

以上

独立行政法人日本貿易振興機構

理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第19条の規定に基づき、下記の通り請求します。

1. 補助金額(交付規程第17条による額の確定額)

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額

円

(注)別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12(設備導入補助型)

補助交付契約者名:

事業実施法人名:

取得財産等管理台帳
(取得財産等明細書)

財産名	数量	単価(円) (税抜き)	金額(円) (税抜き)	取得年月日	保管場所 および設置 場所 (所在地)	財産所有者 (交付契約 者若しくは 事業実施法 人)	備考

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第2項に定める処分制限額(単価50万円(税抜き))以上の財産とします。

(注2) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えありません。単価が異なる場合は、分割して記入してください。

(注3) 取得年月日は、検収年月日を記入してください。

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)
(設備導入補助型)
取得財産処分承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって補助交付契約を締結した事業について「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第23条の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

1. 補助事業名

2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分価格	処分の理由	備考 (処分の時期等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4. 処分の条件

以上

年　月　日

申請者 法人等にあっては名称
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

取得財産処分承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け文書をもって申請のありました件については、「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第23条に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 補助事業名

2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分価格	処分の理由	備考 (処分の時期等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4. 処分の条件(返金額概算等)

以上

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)
(設備導入補助型)
取得財産処分報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって承認された上記事業について、「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第23条に基づき、下記の通り報告します。

記

1. 補助事業名

2. 処分した財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分価格	処分の理由	備考 (処分の時期等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4. 処分の条件

以上

年　月　日

申請者 法人等にあっては名称
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

納付通知書

「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第23条の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1. 財産処分にかかる納付請求金額(算用数字を使用すること。)

円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名			支店名	本・支店
□当座 □普通	口座番号		フリガナ	
			預金名義	

以上

年　月　日

独立行政法人日本貿易振興機構

理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

取得財産転用申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって承認された件について、「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第23条に基づき、下記の通り申請します。

記

1. 補助事業名

2. 処分した財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	転用方法	転用価格	転用の理由	備考 (転用の時期等)

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4. 転用の条件

以上

年 月 日

日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局

●● 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

事業実施期間後取得財産処分承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって補助交付契約を締結した事業について「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第23条の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

1. 補助事業名

2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分価格	処分の理由	備考 (処分の時期等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4. 処分の条件

以上

年　月　日

申請者 法人等にあっては名称
及び代表者の氏名

日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局

●●

(公印省略)

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

事業実施期間後取得財産処分承認通知書

○○年○○月○○日付け文書をもって申請のありました件については、「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第23条に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 補助事業名

2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分価格	処分の理由	備考 (処分の時期等)

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4. 処分の条件(返金額概算等)

以上

年　月　日

日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局

●● 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

事業実施期間後取得財産処分報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって承認された事業について、「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)
設備導入型交付規程」第23条に基づき、下記の通り報告します。

記

1. 補助事業名

2. 処分した財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分の理由	備考 (処分の時期等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4. 処分の条件

以上

年　月　日

申請者 法人等にあっては名称
及び代表者の氏名

日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局

●●

(公印省略)

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

事業実施期間後納付通知書

「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第23条の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1. 財産処分にかかる納付請求金額(算用数字を使用すること。)

円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名			支店名	本・支店
□当座 □普通	口座番号		フリガナ	
			預金名義	

以上

様式第14(設備導入補助型)

年　月　日

独立行政法人日本貿易振興機構
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

事業成果状況報告書

「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第24条に基づき、下記の通り事業の実施状況を報告します。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業の進捗状況

3. 補助事業の開始及び完了日

(1) 開始年月日 年 月 日

(2) 完了年月日 年 月 日

4. 事業終了後の活用状況

以上

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構

理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)

(設備導入補助型)

知的財産権取得状況報告書

「海外サプライチェーン多元化支援事業(第四回)設備導入型交付規程」第26条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業名
2. 種類(出願番号及知的財産権の種類)
3. 内容
4. 相手先及び条件(譲渡又は実施権を設定した場合)

以上

(注1)「知的財産権」とは、特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作物の著作権及び外国における上記各権利に相当する権利、上記各権利を受ける権利をいう。